

平成22年度第2回鳥獣保護管理小委員会

特定鳥獣保護管理計画の
実施状況等について

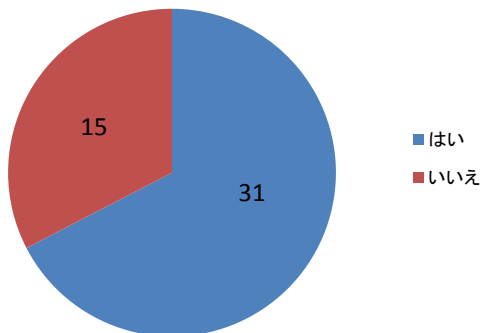
特定鳥獣保護管理計画策定状況

対象種	ニホンツカ	イノシシ	ニホンザル	クマ類	カモシカ	カワウ
作成都道府県数 (うち下位計画作成都道府県数*)	35 (11)	33 (5)	19 (10)	19 (1)	7 (5)	2 (2)
作成都道府県 (下位計画作成都道府県は赤色)	北海道、岩手、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、長野、愛知、滋賀、京都、兵庫、宮崎	岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、鳥取、島根、岡山、広島、山口	岩手、秋田、群馬、長野、岐阜、静岡、愛知	福島、滋賀

下位計画作成都道府県：地域計画か年間計画、または双方を作成している都道府県

計画目標の達成状況の評価

Q: 計画の実施により、特定鳥獣保護管理計画が目標に達成しているか等の達成度について、その結果を評価する体制やシステムが構築されていますか。



計画目標の達成度

Q: 特定計画の主要目的の達成に向かって進んでいると考えられるか。目的の達成を100とした場合の達成度。

対象種	被害防除			絶滅回避			個体数調整			生息環境整備		
	母数	平均	小・大	母数	平均	小・大	母数	平均	小・大	母数	平均	小・大
ニホンジカ	10	36.0	0-80	9	100	100-100	20	49.5	0-100	6	15.0	0-50
イノシシ	7	47.1	20-100	6	100	100-100	12	60.5	0-100	5	18.0	0-50
クマ類	8	32.5	0-80	9	76.7	30-100	6	66.7	20-9-	7	14.3	0-50
ニホンザル	8	48.8	10-80	7	84.3	20-100	7	47.3	30-80	5	26.0	0-50
カモシカ	1	80	80	2	100	100-100	2	100	100-100	0	-	-
カワウ	1	20	20	1	40	40	2	35.0	30-40	1	10	10

赤: 30以下 黄色: 30-70 青: 70-

目標達成が進んでいる(いない)理由

ニホンジカ

進んでいない理由

- ・目標(生息数/生息密度)に達していない(8県)
- ・被害が増加しているまたは横ばい(5県)

進んでいる理由

- ・地域的に個体数増加が抑制されている箇所がある(4県)
- ・防護柵等被害対策が進んだ(4県)

イノシシ

進んでいない理由

- ・被害が増加しているまたは横ばい(8県)
- ・捕獲目標に達していない(5県)

進んでいる理由

- ・捕獲数が増加(3県)
- ・捕獲目標に近づいてきた(2県)
- ・防護柵等被害対策が進んだ(1県)

目標達成が進んでいない(いる)理由

クマ類

進んでいない理由

- ・捕獲上限を超えている(4県)
- ・放獣が進まない(1県)

進んでいる理由

- ・被害対策の充実(捕獲に頼らない手法/放獣数が増加)(4県)
- ・連携強化(隣接県での計画策定)

ニホンザル

進んでいない理由

- ・被害が減少していない(2県)
- ・被害対策が不十分(2県)

進んでいる理由

- ・モンキードッグの導入や追い払いの実施(3県)
- ・被害が抑制、減少した(3県)
- ・個体群管理による群れの絶滅回避(2県)

目標達成のための今後の改善見通し

- ・捕獲の強化
- ・効率的な捕獲の検証
- ・既存制度の活用
- ・特定計画の見直し
- ・地域との連携強化
- ・生息数推計の精度の向上
- ・生息環境整備の推進
- ・生息状況等現況の把握の強化
- ・放獣体制の整備(クマ類)
- ・モンキードッグ等追い払いの推進(ニホンザル)
- ・達成度を図る手法が確立されてなく評価が困難
- ・財政的、技術的対応に課題

目標達成に関して環境省への要望

○基準、調査手法

- ・生息数を把握するための調査手法の確立
- ・国指定鳥獣保護区、国立公園内での対策
- ・モニタリングや評価手法の実施基準の策定
- ・効率的な捕獲手法の検討

○広域対策

- ・環境省主体の広域保護管理
- ・広域管理のための統一調査手法や広域協議会の設置

○財政支援

- ・調査や捕獲に対する財政的、技術的支援

○法律改正等

- ・ニホンジカ捕獲頭数制限の解除
- ・法第14条における規制緩和のさらなる拡大(夜間発砲、鳥獣保護区内における狩猟)
- ・狩猟者の確保、人材育成

鳥獣保護法第38条について

「日出前及び日没後の銃器を使用した鳥獣の捕獲等の禁止。」、「住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所等での銃猟の禁止。」について、33都道府県が規制の合理化等を要望。

【要望理由】

- | | | |
|------------------------------------------|---|----|
| ・ ニホンジカ等の捕獲効率の向上のため | ➡ | 17 |
| ・ クマ等の出没に対する緊急対応のため
(うち、麻酔銃のみの規制緩和 4) | ➡ | 19 |

愛がん飼養について

28の都道府県において、愛がん飼養の目的による捕獲を許可しており、その内24都道府県については、都道府県の判断による許可の廃止を考えていない。

【愛がん飼養に関する意見】

- ・絶滅が危惧される種以外は規制する必要はない。
 - ・継続飼養もあり許可は必要。
 - ・メジロの飼養を規制する十分な説明ができない。
 - ・県独自の飼養禁止は、隣県状況を踏まえると難しい。
 - ・野鳥の愛がん飼養は原則禁止すべき。
 - ・飼養の条件を逆手に取って密猟、密売の温床となっている
- 等

特定鳥獣保護管理計画における連携について

- 隣接都道府県との連携を行っているのは37都道府県(80%)。

【事例】

- ・ ツキノワグマの保護管理協議会開催(秋田、青森、岩手)
- ・ ニホンジカ、ニホンザルの情報交換会開催(山梨、静岡、神奈川)
- ・ ニホンジカの一斉捕獲実施(熊本、大分、宮崎、鹿児島) 等

- 地域個体群ごとの広域保護管理が必要と考えているのは39都道府県(85%)。

【理由】

- ・ 県単独での保護管理では十分な対応ができない、限界がある。
- ・ 生息密度が高い地域が県境に多く見られる。 等

人材等の確保について

- ・ 鳥獣保護管理に関する専門的な教育を受けた職員や知識を持った職員が配置されているのは14都道府県(30%)。

1人 → 7県 2~3人 → 3県 5人、6人、9人、14人 → 各1県

(任期付、非常勤、嘱託職員を含む。)

- ・ 職員に対する研修の受講や実施を行っている都道府県は28都道府県(60%)。

1回 → 16県 2回以上 → 18県

各都道府県からの意見(その他)

- ・ 特定鳥獣保護管理計画の変更手続きの簡素化(公聴会、関係地方公共団体との協議の省略)。
- ・ 鳥獣保護法の対象鳥獣の見直し(アライグマ等の特定外来生物等)。
- ・ 新たな免許制度の創設(有害鳥獣捕獲のみの免許等)、有効期間の延長。
- ・ 鳥獣保護区内での狩猟可能鳥獣の指定。
- ・ アライグマ、ハクビシン等の中型獣の有害捕獲基準の見直し(免許所持の緩和)。
- ・ 1303特区の全国展開。
- ・ 吹き矢による麻酔の際の危険猟法許可の緩和。
- ・ 高齢化、減少による狩猟者の確保対策の具体的な方針。
- ・ 広域的な保護管理の法制化。
- ・ 新たな捕獲技術の開発、普及。
- ・ 都道府県のける鳥獣保護事業の実施のための財政的支援
- ・ 大型獣の止めさしの際の空気銃の使用。 等

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」見直しにあたっての特定鳥獣保護管理計画等に関するアンケート調査

第11次鳥獣保護事業計画の指針となる「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を見直しにあたり、都道府県の状況・ご意見を把握するためのアンケートです。ご協力をよろしくお願いいたします。

12月3日（金）までにご回答・返信をお願いします。

環境省自然環境局鳥獣保護業務室

都道府県名 : _____

I 特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画とする）について

1.基本情報

(1) 特定計画策定状況

貴都道府県での特定計画の策定状況についてお聞きします。特定計画を策定していますか。対象種ごとに記入して下さい。

対象種	策定している種に ○を記入	第一期計画の策定 年月日	計画期間の終了 年月日*
ニホンジカ			
イノシシ			
クマ類			
ニホンザル			
カモシカ			
カワウ			

*：現在の特定計画期間の終了日

(2) 下位計画策定状況

特定計画に基づく下位計画（地域計画や年間計画等）についてお聞きします。対象種ごとに記入して下さい。

対象種	下位計画を策定している	地域計画	年間計画
ニホンジカ			
イノシシ			
クマ類			
ニホンザル			
カモシカ			
カワウ			

2. 計画目標の達成度

計画目標の達成状況についてお聞きします。

(1) 評価体制

計画の実施により、特定鳥獣保護管理計画が目標に達成しているか等の達成度について、その結果を評価する体制やシステムが構築されていますか。

2-1-1. はい (名称:)

2-1-2. いいえ

(2) 達成度

計画の実施により、特定計画の主要目的（被害防除、絶滅回避のおそれの回避、個体数調整、生息環境整備）の達成に向かって進んでいる（目的の効果が出てきている）と考えられますか。（達成度には、目的の達成を100とした場合の現在の達成度（0～100までの数字）を記入して下さい）。

達成度がわからない場合は、「不明」と記載して下さい。

対象種	被害防除	絶滅回避	個体数調整	生息環境整備
ニホンジカ				
イノシシ				
クマ類				
ニホンザル				
カモシカ				
カワウ				

(3) 達成度評価理由

⇒ (対象種ごとに、達成に向かって進んでいると考えている場合)

その理由を記入して下さい。

2-3-1 :

対象種	理由

⇒（対象種ごとに、進んでいないと考えている場合）

その理由を記入して下さい。

2-3-2 :

対象種	理由

⇒上記理由について今後の改善見通しを教えてください。

2-3-3 :

対象種	改善見通し

（4）目標達成に関して、環境省に対しての要望があれば記入して下さい。

2-4 :

3. 連携等

(1) 隣接県との連携を行っていますか。

2-1-1. はい (連携内容 :

)

2-1-2. いいえ

(2) 地域個体群単位での「広域保護管理」は必要だとお考えですか。

必要 理由 : _____

不必要 理由 : _____

(3) 「鳥獣被害防止特措法(略称)」が施行されましたが、貴都道府県下の特措法管轄の部署と特定計画の策定または実施部署は同じですか、お聞きします。

3-2-1. 同じ

3-2-2. 同じではない(部署名 :

)

(4) 鳥獣被害防止特措法が施行され、貴都道府県下の市町村も特措法による被害対策等を実施されているかと思いますが、県と市町村の意思疎通、意見交換は十分行われているか、お聞きします。

3-4-1. 十分である

3-4-2. 十分でない

3-4-3. どちらともいえない

(5) 鳥獣被害防止特措法による防除計画を作成し、被害対策等を実施されている貴都道府県下の隣接する市町村間の連携が進んでいますか、お聞きします。

- 3-4-1. はい
- 3-4-2. いいえ
- 3-4-3. わからない

4. 人材確保等

(1) 特定計画を策定及び実施していく上で、鳥獣保護管理に関する専門的な教育を受けた職員や知識を持った職員の確保が課題とされていますが、貴都道府県では上記職員の配置状況をお聞きします。

- 4-1. いる(名) ⇒ 4-3. へ
- 4-2. いない
- 4-3. 4-1のうち有期職員(任期・非常勤・嘱託等)の職員数(名)

(2) 現在の鳥獣保護行政職員に対しどのような研修を実施または受講させていますか。研修等名とその日数を記入して下さい。

- 名称： 、(日)
- 名称： 、(日)
- 名称： 、(日)
- 名称： 、(日)

5. 権限移譲

(1) 地方分権法等により、鳥獣の捕獲許可権限が市町村に委譲されていますが、その現状についてお聞きします。対象種・許可条件ごとに「○」を記入して下さい。

対象種	移譲状況(該当に○)	
	有害鳥獣捕獲	個体数調整捕獲
ニホンジカ		
イノシシ		

クマ類		
ニホンザル		
カモシカ		
カワウ		

6. その他

(1) 特定鳥獣保護管理計画を作成して良かったと考えますか。

- 6-1. はい
- 6-2. いいえ
- 6-3. わからない

Ⅱ 法38条について

法第38条において、日出前及び日没後において銃器を使用した捕獲、住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所等においての捕獲が禁止されています。本条について、規制の合理化等の要望がある場合には理由とともに教えてください。

※ この問は、基本指針の見直しに反映されるものではありません。24年度から検討を開始する予定の法律の見直しの参考にさせていただくものです。

要望が 有 ・ 無

ある場合の理由：

Ⅲ 法第78条の2について

都道府県が日頃行っている各種調査のうち、法第78条の2に規定する「鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項についての定期的な調査」に該当し得るものの例を教えてください。また、それらの成果のうち、基本指針の変更に活用可能な情報があれば提供をお願いします。

(1) 該当し得る調査の名称及び概要：

(2) 提供する情報が 有 ・ 無

ある場合の提供方法：

Ⅳ 愛がんのための飼養の目的での捕獲許可について

(1) 貴都道府県では愛がん飼養目的での捕獲を許可していますか。

- Ⅳ. 1 している
- Ⅳ. 2 していない

(2) (1)で「している」と答えた都道府県にお聞きします。今後貴都道府県の判断で許可しないことは考えていますか。

- Ⅳ. 1 考えている
- Ⅳ. 2 考えていない

(3) 愛がんのための飼養の許可について、意見があれば教えてください。

Ⅴ その他

基本指針の見直し、24年度以降に実施する法の見直しについて、要望があれば教えてください。

御協力ありがとうございました。